

質問及び回答 1（受付日 令和 8 年 9 月 4 日）

次の業務に係る公募型プロポーザルについて質問があったので回答する。

業務名	旭川市役所来庁者駐車場貸付事業
質 疑 事 項	回 答 事 項
1. 仕様書 4 (4)料金自動精算機 キャッシュレス決済は各銘柄とも駐車場開設時点（12/1）で使用開始が必須という認識でよろしいでしょうか。 2. 仕様書 4 (4)カーゲート ゲートバーは不具合発生時や停電時の緊急時には遠隔開閉できることとありますが、機器稼働不能となる事象の際は遠隔では開閉不可の為、緊急駆けつけの上、復旧作業ならびにその間の場内の誘導案内等を行う形でよろしいでしょうか。 3. 各事業者が提出した質疑に対する貴市の回答は仕様書の修正とみなす認識でよろしいでしょうか。	1 キャッシュレス決済の導入及び運用は、仕様書 3（6）で必須としておりますので、開設時点において、少なくとも 1 種類は使用できる必要があります。 2 当該仕様書の内容の意図としては、24 時間無人の駐車場であるため、機器やシステム等のトラブルにより利用者に長時間の著しい不便がかからないようにするため、記したものです。無停電電源装置や通信の二重化などにより、トラブル時でも遠隔開閉できるのが理想的ですが、機器の完全な稼働不能などの不可抗力が発生する場合も含め、遠隔で認知や対応ができないケースがあることも考えられます。その場合、お見込みのとおり現地への緊急駆け付けにより人力での開閉、復旧作業、利用者への誘導・案内及びその後の苦情・トラブル対応を担うという一連の流れが実施可能であれば差し支えありません。併せて事業者の緊急駆け付けにスムーズにつながるため、緊急連絡先の掲示等を目につくところをお願いいたします。 3 お見込みのとおり、本質疑応答書により回答した内容は、仕様書の補足・追加等となります。